

百合が原公園樹木現況把握及びエリア活用検討業務仕様書

1 業務概要

本業務は、百合が原公園内の調査対象箇所（「別紙 調査対象箇所」参照）における樹木を調査し、その上で、当地をオープンスペース等として活用を図るための間伐等による整備パターン資料を作成するものである。

2 業務計画等

受託者は、契約後速やかに当該業務実施に関する業務計画書を作成し、提出しなければならない。また作業実施計画の大幅な変更等、重要事項に変更がある場合については、作業計画変更届を提出し、担当職員の承諾を得なければならない。

3 主任技術者

- (1) 受託者は、契約後速やかに当該業務の履行を総括・監理するための主任技術者を選任し札幌市に通知する。この場合の様式は受託者において定めることができる。
- (2) 主任技術者は下表の資格を有する者とすること。

技術士、RCCM 資格者（下表のうち、いずれか一つ以上該当する者）	
技術士	RCCM
建設部門、森林部門、環境部門、総合技術監理部門	造園部門、都市計画及び地方計画部門、建設環境部門
実務等経験者	
「当該設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者」で委託者が承諾した者。	
<ul style="list-style-type: none">・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について 13 年以上の実務経験を有する者・ 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について 15 年以上の実務経験を有する者・ 学校教育法による高等学校卒業者にあっては、建設コンサルタント等業務について 17 年以上の実務経験を有する者	

4 個人情報の取り扱い

- (1) 別記 1「個人情報の取扱いに関する特記事項」及び別記 2「個人情報取扱安全管理基準」を全て遵守すること。
- (2) 公園利用者からの問い合わせなどにおいて、意図せず個人情報を取扱う場面が生じた場合、手書きによる記録とし、その報告は電話で行うものとする。なお、記録にあたっては機器及び電子媒体等は使用しないこと。

5 業務の履行期間

契約締結日から令和5年10月27日（金）まで

6 納入・検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階）

7 業務内容

（1）既存樹木調査

- ・調査の計画準備については、調査意図と現地を把握したうえで、調査の時期、場所、記録方法等そのほか担当職員の指示のある事項について実施方法を設定し、調査計画書を作成し、委託者の承諾を得ること。
- ・対象地の樹木（約2,000本）について毎木調査を行うこと。
- ・毎木調査では樹木の位置、樹種、H（樹高）、C（幹周）胸高での幹周、W（枝張）を測定し、ナンバリングすること。（幹周については輪尺等で胸高直径を基に計測するレベル。樹高についてはクリノメーター、ブルーメライス測高機等にて計測するレベル。あくまでも計測のレベル感を示したものであり、実際の測定手法は委託者と協議して決定すること。）
- ・調査結果を基に樹木位置図、樹木一覧表（エクセル形式）を作成すること。一覧表は名称や樹種に加え「調査時期」「道外移入種・外来種」がわかるように作成すること。
- ・位置図については「8 提供資料（1）令和3年度百合が原公園測量平面図」に各樹木の位置をプロットすること（ファイルはCADで作成すること）。
- ・令和5年4月中に当地の早春踏査を実施予定であり、5月10日頃に成果物が出揃う予定である。この踏査の中で、貴重種※が発見された場合は、「植生図」として位置をプロットすること（ファイルはCADで作業し、樹木位置図と別途で作成すること）。上記の調査結果以外に樹木調査の中で貴重種の植物が発見された場合は、併せて植生図に記載すること。
※「環境省版レッドリスト」及び「北海道レッドデータブック」で貴重種に選定されているものを指す

（2）既存樹木の支障木・危険木調査

- ・目視により枯損木や危険木、その他病虫害や樹形の乱れ、著しい被圧等が確認された場合は、その旨を樹木一覧表に記載すること。

（3）エリア毎の現況把握・課題整理

- ・樹木調査の結果を基に調査対象地の現況をとりまとめ、エリア毎に課題を整理すること。

（4）エリア毎の樹木整理図の検討

- ・前段の調査・検討を基にしながら、エリア毎に望ましい樹木の在り方を樹木整理図として作成すること。
- ・作成に当たっては、別紙「調査対象箇所」を確認の上、以下の特性に留意しながら、作成すること。

桃色囲み箇所→オープンスペースとして、開放的な空間として活用を検討しているエリア
緑色囲み箇所→見通しがよく立ち入りやすくなるような公園の外周部分としたいエリア
その他斜線箇所→活用を検討するエリアへのアプローチとしたいエリア

- ・上記のエリアごとのねらいを踏まえ、既存樹木調査等で把握した情報や利用者の動線、樹木の生育状況、樹林密度等を考慮しながら、間伐等を施した際の調査対象地の樹木の在り方について、3パターン程度計画図面を作成し、提出すること。
- ・パターン作成に当たっては、なぜそのような検討結果となったかがわかるようにすること。

(5) エリア毎の工事費算出

- ・上記の計画図面に関して、パターンごとの伐採費用を「札幌市造園工事積算基準」に則って算出すること。

(6) 報告書の作成

- ・それぞれの調査結果について、一覧表（エクセル形式）を作成し、調査結果を整理したうえで、考察を含む報告書を作成すること。
- ・報告書は概要版も作成すること。
- ・併せて調査写真、詳細データについても添付すること。

8 提供資料

- ・本市から提供する資料は下記のとおりである。
 - (1) 令和3年度百合が原公園測量平面図
 - (2) 百合が原公園造成時植栽図面（樹種のみ）
 - (3) 令和5年度百合が原公園早春踏査報告書（別途調査業務を発注しており、5月10日頃提供予定）

9 成果品

- ・成果品は全て札幌市に帰属するものとし、受託者は札幌市の承諾を受けないで公表、貸与、使用及び流用をしてはならない。なお、提出するデータについてはウィルスチェックを行うこと。
- ・提出成果品は下記のとおりとする。
 - (1) 調査報告書（A4版） 製本（カラー）1部
 - (2) 打合せ簿（A4版） 原本1部
 - (3) 電子データ（CADで作成した樹木位置図及びエクセル形式の一覧表含む） 一式
 - (4) その他業務関係資料 一式

10 その他

- ・調査当日は腕章により調査員であることを周知し、公園利用者に対し、誤解や迷惑をかけないように配慮すること。
- ・受託者の不注意によって生じた費用及び第三者へ損害を与えた場合は、受託者の責任において負担すること。

- ・「7 業務内容」のうち、(1) から (4) について、7月14日（金）までに、調査・検討結果をとりまとめ、委託者に中間報告すること。なお、この場合の様式は問わない。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における

従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去

又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に係る個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対し

て、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによつて委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

個人情報取扱管理安全管理基準

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

- (1) 組織的安全管理措置
- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置

※ 上記(1)～(4)の具体的な内容については、個人情報保護委員会ホームページ
(<https://www.ppc.go.jp>) に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応
ガイド（行政機関等向け）」の「4－3－1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。

3 従業者の指定、教育及び監督

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
- (2) 個人情報を取り扱う従業者を指定すること。
- (3) 個人情報の取扱い、セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業者は、必ず1回以上研修等を受講している者としていること。
- (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業者に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

- (1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

【管理区域の例】

- ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 個人情報を保管する区域
- ・ その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域

- (2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。

また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。

- (3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めの整備及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずること。
- (4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。
- (5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

5 セキュリティ強化のための管理策

- 情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。
 - ・本市の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。
- (3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

8 定期監査の実施

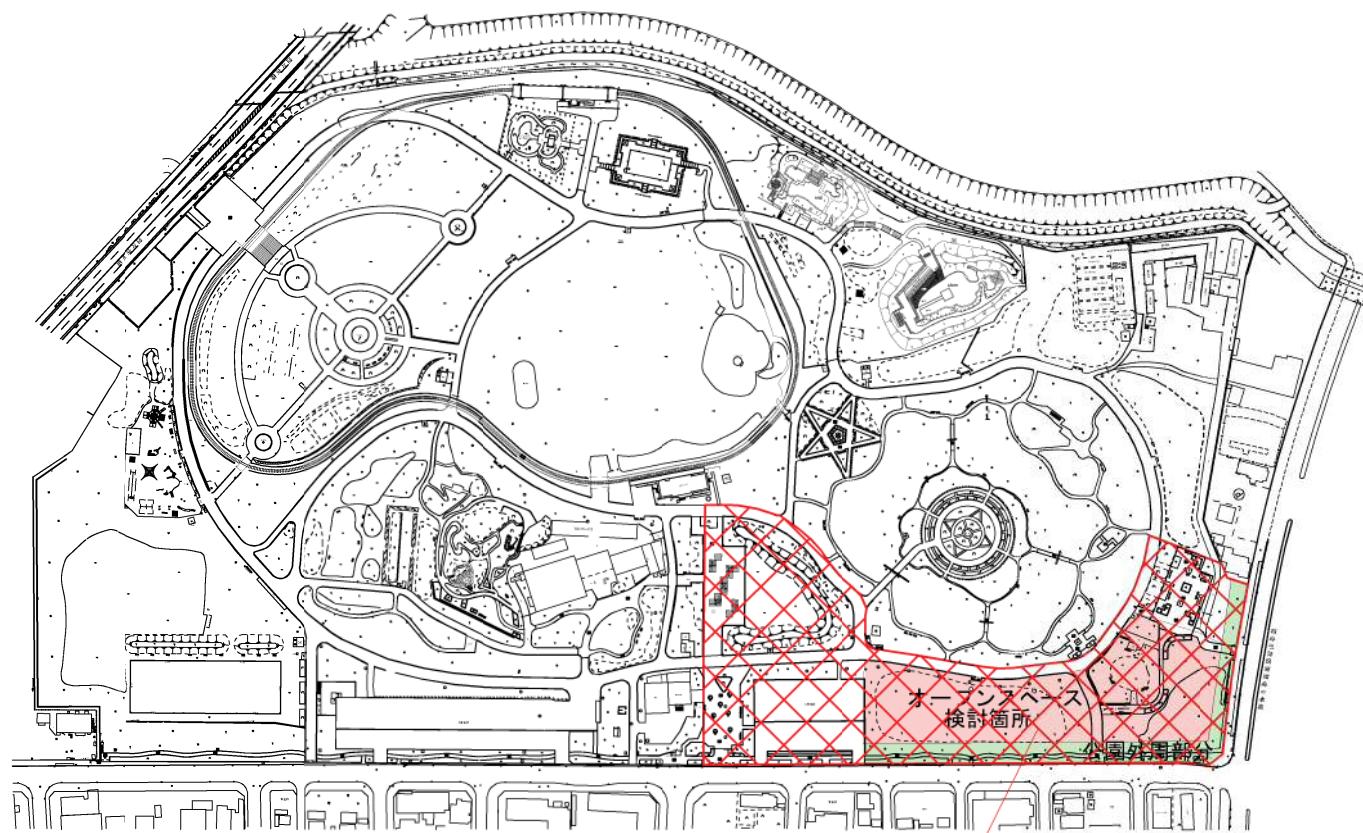
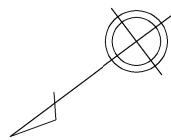
個人情報の管理の状況について、定期に、及び必要に応じ、隨時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

9 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、個人情報を取扱う場面が生じた場合、速やかに本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。別記1「個人情報の取扱いに関する特記事項」第12条にある個人情報の受け渡し状況についても個人情報取扱状況報告書に記載すること。

百合が原公園

【別紙：調査対象箇所】



斜線面積: 29,900m²

令和5年度施行

積 算 書

業務名 百合が原公園樹木現況把握及びエリア活用検討業務

公示用

札幌市建設局みどりの推進部

業務名 百合が原公園樹木現況把握及びエリア活用検討業務

業務委託費 円

内訳業務価格 円

消費税等相当額 円

業務説明

1 業務の目的

本業務は、百合が原公園内の調査対象地における樹木を調査し、その上で、当地をオープンスペース等として活用を図るための間伐等による整備パターン資料を作成するものである。

2 業務の内容

別添業務仕様書のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和5年10月27日まで

札幌市

本業務費内訳書

札幌市

直接人件費内訳書

一 金 円

内 訳

第1号内訳書

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要	代価番号単価番号
既存樹木調査	位置・樹種・樹高 幹周・葉張	100本	20				
既存樹木の支障木 危険木調査	調査対象樹木のうち 6割程度を想定	100本	12				
エリア毎の現況把握 課題整理		箇所	3				
エリア毎の樹木整理図 の検討		箇所	3				
エリア毎の概算工事費 の算出		箇所	3				
報告書の作成		業務	1				
打合せ		業務	1				
直接人件費合計							

札幌市

直接経費内訳書

一 金 _____ 円

内 訳

第2号内訳書

名称	形質	単位	数量	単価	金額	摘要
直接経費 (電子成果品)	その他設計業務	式	1			
計						
再計						